

# 告示

## 埼玉県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用した納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 手数料、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

手数料	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県手数料条例 （平成十二年埼玉 県条例第九号）別 表県土整備部の項 第一号、第三号、 第六号及び第八号 に規定する手数料	大阪府大阪市北区大深町四番二十 号グランフロント大阪タワーA 株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦	令和五年一月十日 から同年十二月三 十一日まで

二 指定をした日

令和五年一月十日